

〈資料〉

養子縁組法 2001年

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平

カナダのオンタリオ州において、養子縁組に関する法律は独立した法律としてではなく、「子および家族サービス法」(Child and Family Service Act)の中で、第7章に「養子縁組」(Adoption)として第136条ないし第177条に規定されている。

筆者はこれまでにオンタリオ州については

家族法典 1986年

児童法改正法 1987年

家族扶養計画法 1992年

を紹介したが、本稿では養子縁組法を紹介することとする。

第7章 養子縁組

第136条 (1) 定義

本章において、“被許可者”は、第9章（許可）により子を養子とするために発行された許可書の所有者を意味する。

“親族”は、子について使用されるとき、血縁または縁組によるとを問わず、子の祖父母、大おじ、大おば、おじまたはおばを意味する。

“配偶者”は、人権法典の第1章および第2章と同じ意味をもつ。

(2) 子の最善の利益。

本章において、ある人が子の最善の利益に命令または決定するよう指示されるとき、彼または彼女が適切と考える問題について、下記の事情を考慮に入れるものとする。

- 1 子の肉体的、精神的および情緒的なニーズおよびこれらのニーズに適合する適切な世話および処置。
- 2 子の肉体的、精神的および情緒的な発育の程度。
- 3 子の文化的背景。
- 4 もしあるならば、子が育てられている宗教的信条。
- 5 子が親との積極的な関係を発展させ、かつ、家族の一員としての立場を確保することの重要性。
- 6 子の血縁または縁組命令を通じる関係。
- 7 子の世話を継続することの重要性およびその継続を断つことが子に及ぼす恐れのある効果。
- 8 それが合理的に達成されるならば、子の見解および希望。
- 9 問題の処理が遅れることが子に及ぼす影響。
- 10 その他の関連する事情。

(3) 子がインディアンまたは原住民である場合。

本章において、ある人が子の最善の利益のために命令または決定するよう命じられる場合に、子がインディアンまたは原住民であるとき、インディアンおよび原住民の文化、遺産および伝統のすばらしさを承認しながら、この文化的同一性を保持することの重要性を考慮するものとする。

縁組への同意。

第137条 (1) 定義。

本章において、“親”は、子について用いるとき、それぞれ

- (a) 子の母。
- (b) 児童法改正法第8条1項の1ないし8に規定される人。ただし、彼が子の生来の父でない可能性が高いときは、この限りでない。
- (c) 子を合法的に監護する人。
- (d) 本章により子が養子とされる12カ月前の間、子を彼または彼女の家族として扱う確実な意思を示したか、または子の親であることを承認し、子の扶養料を用意した人。
- (e) 書面による合意または裁判所の命令のもとに、子を扶養すべく要求され、子を監護するか、または子と面接する権利をもつ人、および
- (f) 児童法改正法第12条の定める書面により、子の親であることを承認した人

を意味するが、被許可者または養親は含まない。

(2) 親の同意：その他。

16才未満の子または16才以上で親の監督を離れていない子の縁組命令は、

- (a) 親各自の書面による同意、または
- (b) 子が第3章（子の保護）の規定により、国王の監護に付されているとき、ディレクターの書面による同意

なしになされないものとする。

(3) 同 上。

第2項(a)による同意は、子の出生より7日以前になされないものとする。

(4) 同 上。

子が協会または被許可者により養子とされるとき、第2項(a)による同意は、

- (a) 協会または被許可者が親に彼または彼女の
 - (i) 第8項による同意を取消す権利

(ii) 縁組命令が子についてなされたかどうか、彼または彼女の請求により通知をうける権利、および

(iii) 第166条により未確認の情報を入手し、第163条2項(a)により維持される縁組開示登記簿に関与する権利を明言し、さらに

(b) 協会または被許可者が親について、カウンセリングおよび独立した法的助言を求める機会を与える

まで、なされないものとする。

(5) 子の監護。

(a) 子が協会または被許可者により縁組の対象とされ、

(b) 第2項により要求されるすべての同意が与えられ、かつ、第8項により取消されることなく、さらに

(c) 第8項による21日の期間が経過したとき、

子の監護、世話および監督について、子の親の権利および責任は、第139条1項(裁判所の許可によるその後の取消)により同意が取消されるか、または第146条により子の縁組命令がなされるまで、協会または被許可者に移転される。

(6) 養子とされる人の同意。

7才以上の人の縁組命令は、その人の書面による同意なしになされないものとする。

(7) 同上。

第6項による同意は、その人がカウンセリングおよび独立した法的助言を得る機会をもつまで、与えられないものとする。

(8) 同意の取消。

第2項または第6項により同意を与える人は、その後、21日以内に書面でそれを取り消すことができ、また同意を与える直前に子を監護していたとき、子は同意が取消されると同時に、彼または彼女の許に返されるものとする。

(9) ある人の同意の免除。

裁判所は、第6項により要求されるある人の同意につき、

(a) 同意を得ることがその人の情緒的損害を引起すか、または

(b) 発育上の無能力のためにその人が同意できない

と納得するとき、それを免除することができる。

(10) 申立人の配偶者の同意。

縁組命令は、他方配偶者の書面による同意のない一方配偶者の申請によりなされないものとする。

(11) 未成年者による同意：子の弁護士のみによる。

第2項(a)により同意を与える人が18才未満のとき、同意は、子の弁護士が情報を十分に知らされ、その人の誠実な意思を十分に反映していると納得しなければ、有効でない。

(12) 強制執行の宣誓供述書。

定められた型式による強制執行の宣誓供述書は、本条による同意および同意の取消に添付されるものとする。

(13) 他の地域での同意の型式。

本条により要求される同意がオンタリオ以外の地で与えられ、その型式が第12項および規則の要求に従わないが、与えられた地域の法律に適合するとき、それのみを理由に無効とされることはない。

第138条 同意の免除。

裁判所は、子またはディレクターの同意は別として、第137条により子の縁組に要求される同意につき、

(a) そうすることが子の最善の利益であり、かつ、

(b) 同意を要求される人が、提案されている縁組の通知をうけ、同意の免除を申請する通知をするか、通知するための合理的な努力をしたと納得するとき、

同意を免除することができる。

第139条 (1) 遅れた同意の取消。

裁判所は、第137条により子の縁組に同意した人が第137条8項の定める21日の期間が経過したのち、同意を取消そうとする場合に、それが子の最善の利益であると納得するとき、取消を許可することができ、また同意する直前に子を監護していたとき、子は同意の取消と同時に彼または彼女の許に返されるものとする。

(2) 例外：縁組のために配置された子。

第1項は、子が縁組のためある人の許に配置され、継続してその人が世話している場合には適用しない。

縁組のための配置

第140条 (1) 協会の義務。

協会は、

- (a) 第3章（子の保護）により国王の被後見人とされ、協会の世話および監護のもとにあるすべての子、および
- (b) ディレクターまたは協会の請求により国王の被後見人とされ、協会の世話および監護のもとにある子

の縁組を維持するため、あらゆる合理的な努力をするものとする。

(2) 協会はいつ縁組のために子を配置することができるか。

いかなる協会も、

- (a) 第3章の第38条1項によりなされた子への直接の未済命令が終結されたか
- (b) 子が国王の被後見人である場合に、国王の被後見人に関する命令もしくは第3章の第65条1項（身分再審理）による命令に対する控訴の期間が経過したとき、または
- (c) 子が国王の被後見人であるとき、(b)に示された命令が最終的に決定されるか、もしくは断念されるまで、

子を養子としないものとする。

(3) 子がインディアンまたは原住民であるとき。

養子とされる子がインディアンまたは原住民であるとき、協会は子の属する一群または原住民の集団に子を養子とする意思を30日間、書面により通知するものとする。

第141条 (1) 協会および被許可者のみが子を配置することができる。

協会または被許可者を除くいかなる人も、

(a) 子を縁組のために他人に配置し、または

(b) オンタリオの住民である子を縁組のために配置する目的でオンタリオ以外の地域に移送し、もしくは移送を企てないものとする。

(2) 協会その他のみが子をオンタリオに連れ込むことができる。

本項により行動することを許可する期限付の許可書をもつ協会または被許可者を除き、いかなる人も、縁組のために配置する目的でオンタリオの住民でない子をオンタリオに連れ込まないものとする。

(3) 被許可者はディレクターに配置を通知する。

第5項により除外される場合を除き、いかなる被許可者も、提案される配置を最初にディレクターに通知することなく、

(a) 子を縁組のため他の人の許に配置し、または

(b) オンタリオの住民である子を縁組のため配置する目的でオンタリオ以外の地域へ連れ出し、移送を企て、または連れ出し、移送しないものとする。

(4) ディレクターの承認が必要である。

いかなる人も第5項により免除された協会または被許可者からの場合を除き、第142条2項(a)による配置につき、最初にディレクターの承認を得ることなく、縁組のために子を受け入れないものとする。

(5) 被許可者の任命。

ディレクターは、第3項および4項の要件を免除される代理人である被許可者を任命することができる。

(6) 配置は登録される。

縁組のため他人によって子を配置される協会または被許可者は、子の配置から30日以内に、定められた型式で配置を登録するものとする。

(7) 同上：ディレクター。

子の縁組のための配置が第6項によりまだ登録されていないことを知ったディレクターは、定められた型式で直ちに配置を登録するものとする。

(8) 除外：家族による縁組。

第1項、2項、3項、4項、6項および7項は、

(a) 子の親族、子の親もしくは子の親の配偶者による子の縁組のための配置、または

(b) 子の親族、子の親もしくは子の配偶者による縁組のためのオンタリオ以外の地域に連れ出し、もしくは移送すること

に適用しない。

第142条 (1) 縁組の家族調査。

第141条3項により提案されている配置をディレクターに通知する被許可者は、同時に、ディレクターまたは地域ディレクターの意見によれば、縁組の家族調査をする資格のある人により準備された、子を配置することが予定されている人の家族調査の報告書を提出するものとする。

(2) ディレクターの承認。

第1項により報告書を受取るディレクターは、それを考慮に入れ、可能な限り、

(a) 提案された配置を承認するか、または

(b) 配置の承認を拒否し、被許可者および子の配置が予定されている人に拒否を通知するものとする。

(3) 審理をうける権利。

第2項によりディレクターが通知するとき、被許可者および子の配置が提案されている人は、委員会の面前で審理をうける権利がある。

(3・1) 他の条文の適用。

第9章(許可)の第197条, 199条および200条は, 必要な修正のもとに審理に適用し, その目的のため裁判所に事件を付託することは, 委員会への付託とみなされるものとする。

(3・2) 期間の延長。

被許可者または子を配置することが予定されている人のため, 審理を請求し, 委員会が救済を与えるために定められた期間を延長する申出につき, 合理的な理由が存在すると納得するとき, 委員会は

- (a) 期間の経過する前後を問わず, それを延長し, かつ,
- (b) 期間の延長の結果, 適切と判断する命令をする。

ことができる。

(3・3) 証拠を記録すること。

審理において委員会の面前で得られた証拠は, 記録されるものとする。

(4) カナダ以外の地域での配置。

ディレクターは, カナダ以外の地域での配置の提案につき, 配置を正当とする特別の事情があると納得する場合を除き, 承認しないものとする。

(5) 条件および期限。

ディレクターは, 第2項(a)により提案が

- (a) 特定された協会, 被許可者もしくはある人
- (b) オンタリオ以外の地域での配置の場合に, 地域内で組織された特定の青少年保護機関

による配置の監督を含め, 適切と判断する条件および期限に従うことを承認することができる。

(6) 審理をうける権利。

ディレクターが第5項による承認に条件または期限を付けるとき, 被許可者および配置が提案されている人は, 委員会の面前で審理をうける権利がある。

(7) 他の条文の適用。

第9章（許可）の第198条、199条、201条および202条は、必要な修正のうえ審理に適用し、その目的のため、裁判所への付託は委員会への付託とみなされるものとする。

第143条 (1) 面接命令の終了。

子が協会または被許可者により縁組のため配置されるとき、子に対する面接についてのすべての命令は、命令が第3章（子の保護）によりなされる場合を除き、終了する。

(2) 配置されている子を妨害しないこと。

子が縁組のため協会または被許可者により配置されており、縁組命令がなされていないとき、いかなる人も

- (a) 子に干渉し、または
- (b) 子に干渉する目的で、子もしくは子が配置されている人を訪問し、または連絡をとらないものとする。

ディレクターの再審理。

第144条 (1) ディレクターによる再審理。

- (a) 縁組のため子を世話している養親を含むある人に、協会が子の配置を拒否する決定をするとき、または
- (b) 協会もしくは被許可者が、縁組のためある人に配置されている子を他に移送する決定をするとき、

ディレクターは、協会または被許可者の決定を再審理し、かつ

- (c) そうする理由を書面により明示する決定を容認するか、または
- (d) 決定を取消し、かつ、協会または被許可者が子の配置につき、本章により可能なことをさらにすることができる。

(2) 同 上。

第1項により決定を再審理するディレクターは、子の世話が継続する

ことの重要性を考慮に入れるものとする。

第145条 (1) ディレクターの通知。

本章において、子が縁組のため配置される時、縁組のためいかなる命令もなされず、かつ、

- (a) 子が配置されている人が協会または被許可者に対し、子を他に移送するよう請求するか、または
- (b) 協会もしくは被許可者が子を他に移送するとき、協会または被許可者はディレクターに通知するものとする。

(2) 同上。

子の縁組のためいかなる命令もなされず、2年を経過するとき、

- (a) 縁組のための配置もしくは第137条2項(a)による最近の同意の付与のいずれか早い方、または
- (b) 第3項による最近の再審理

のいずれが遅くとも、協会または被許可者は、ディレクターに通知するものとする。ただし、子が国王の被後見人であるときは、この限りでない。

(3) ディレクターの再審理。

第1項または2項により通知を受取るディレクターは、子の状況を再審理し、かつ、子の最善の利益のため、

- (a) 子が縁組のため配置されている人の世話をうけているとき、子の配置を確認するか、または子を配置した協会もしくは被許可者が子の配置もしくは再配置につき、可能な何かをすることができる。
- (b) 子が縁組のため被許可者に配置されているとき、被許可者に対し、子を特定された協会の世話および監護に配置するよう命じ、
- (c) 子が協会の世話および監護のもとにあるとき、協会に対し、子が保護を必要としているかどうかを決定するため、第3章により子を裁判所の面前に連れていくよう命じ、
- (d) 子が縁組のため配置されている人の世話から離れ、もしくは他に

移送されるとき、子を配置した協会もしくは被許可者は、この再配置を利用することができ、または

- (e) 第137条2項(a)により同意を与え、かつ、同意が与えられたときに子を引受けた人が、子の世話および監護の回復に同意するとき、子を配置した協会または被許可者に対し、子を親の許に返すよう命じる。

(4) 同意の取消とみなす。

ディレクターが協会または被許可者に対し、第3項(e)により子を親に返すよう命じるとき、第137条2項(a)による親の同意は取消されたものとする。

縁組の同意。

第146条 (1) 子の縁組。

裁判所は、16才未満の子または16才以上で親の監督を離れておらず、かつ、

- (a) 協会もしくは被許可者により縁組のため配置されているか、または

- (b) 協会もしくは被許可者以外の人により縁組のため配置され、かつ、少くとも2年間、申立人の許に居住していた

子の最善の利益を考慮し、子が配置されている人の申出により、縁組命令をすることができる。

(2) 家族の縁組。

裁判所は、

- (a) 子の親族

- (b) 子の親、または

- (c) 子の親の配偶者

の申出により、子の最善の利益を考慮し、子の縁組命令をすることがで

きる。

(3) 成年者の縁組：その他。

裁判所は、

(a) 18才以上の子、または

(b) 16才以上であり、親の監督を離れた子につき、
他の人の申立により、縁組命令をすることができる。

(4) 申立をすることができる人。

本条による申立は、

(a) ある個人により

(b) 互いに夫婦である2人の個人の共同により
なされることができる。

(5) 居所の要件。

裁判所は、本条によりオンタリオの住民でない人のため、またはその申立により、縁組命令をしないものとする。

第147条 申立人が未成年のとき。

裁判所は、第146条により命令をすることを正当とする特別の事情があると納得する場合を除き、18才未満の人の申立による命令をしないものとする。

第148条 命令すべきでないとき。

裁判所が

(a) 第138条による同意を免除し、または

(b) 第139条1項により遅れた同意を許可することを拒否するとき、

裁判所は、

(c) 命令に対する控訴を開始する期間が経過するか、または

(d) 命令に対する控訴が最終的に取決められたか、もしくは放棄されるか

いずれか遅いときまで、第146条による命令をしないものとする。

第149条 (1) ディレクターの陳述。

第146条1項により縁組命令がなされる時、ディレクターは審理前に、

- (a) 子は申立人と少なくとも6カ月間、第146条1項(b)による申立のときは少なくとも2年間、居住しており、ディレクターの意見によれば、命令をすることが子の最善の利益であること
- (b) 第146条1項(a)による申立である時、特定の理由により、ディレクターの意見によれば、子は申立人と6カ月未満しか居住していないが、命令をすることが子の最善の利益であること、または
- (c) 子は申立人と少なくとも6カ月間、居住していたか、もしくは第146条1項(b)による申立の場合に少なくとも2年間、居住していたが、ディレクターの意見によれば、命令をすることは子の最善の利益でないこと

を表示する書面による陳述を裁判所に提出し、かつ、ディレクターが裁判所の注意を引きたいと思う何か付加的な事情を指示するものとする。

(2) 地区ディレクターは陳述することができる。

子が協会によって配置され、申立人と少なくとも6カ月間、居住したとき、第1項による陳述書は地区ディレクターにより作成され、かつ、提出されることができる。

(3) 陳述書の訂正：その他。

ディレクターまたは地区ディレクターは、場合により、第1項に指示された陳述書をいつでも訂正し、審理に出廷し、かつ、仲裁付託合意をすることができる。

(4) 否定的な勧告のとき。

第1項による陳述がディレクターまたは地区ディレクターの意見によれば、命令をすることが子の最善の利益でないとき、陳述書のコピーは裁判所に提出され、かつ、遅くも審理の30日前に申立人に送達されるものとする。

(5) 子の適合性の報告書。

第1項による陳述書は、

- (a) 子を配置したかもしくは子が配置された場所に管轄権をもつ協会、
または
- (b) ディレクターもしくは地区ディレクターによって承認された人
によって準備された申立人の家庭に子が適合している旨の報告書にもと
づくものとする。

(6) 家族の縁組：裁判所は陳述書を請求することができる。

第146条2項により縁組命令を請求する申立がなされるとき、裁判所は第1項、3項、4項および5項が申立に適用される旨を命じることができる。

第150条 (1) 審理の場所。

縁組命令の申立は

- (a) 申立人、または
 - (b) 養子とされる人
- が申立の提出されたときに居住する郡または地区において審理され、かつ、処理されるものとする。

(2) 手続の移送。

裁判所は、縁組命令のどの段階においても、手続を他の郡または地区で行う方が極めて便宜であるとき、裁判所はそれを他の郡または地区に移送し、かつ、そこで開始されたかのように継続されることができる。

第151条 (1) 私的な整理。

縁組命令の申立は、公衆のいない場所で審理され、かつ、処理される
ことができる。

(2) 裁判所は私的に整理する。

なにびとも縁組命令の申立てにつき、裁判所にアクセスしないものと
する。ただし、

- (a) 裁判所および公認された裁判所職員
- (b) 当事者、彼等の弁護士および代理人

(c) ディレクターおよび地区ディレクター
は、この限りではない。

(3) 陳腐な申立。

縁組命令の申立は、申立人がそれに署名した日より12カ月以内に審理
されないとき、

- (a) 裁判所は、そうすることが公正であると納得する場合を除き、申
立を審理しないものとし、かつ
- (b) 申立人は別の申立をすることができる。

(4) 通知をうける権利はない。

- (a) 第137条2項(a)により同意を与え、かつ、それを取消さない人
 - (b) 第138条により同意が免除された人、または
 - (c) 縁組のために配置された国王の被後見人の親
- は第146条による申立の通知をうける権利がない。

第152条 (1) 裁判所の権限。

裁判所は自己の裁量により、ある人がその面前に出頭するよう呼出し、
証言を求め、書面または物品を提出させることができ、かつ、家族法典
による手続でなされたかのように、呼出状に従うよう強制することがで
きる。

(2) 裁判所の義務。

裁判所は、

- (a) 第137条により同意を与えたすべての人が縁組命令の性質および
効力を理解し、かつ、
- (b) すべての申立人が養親の特別な役割を理解し、かつ、評価してい
る

と納得する場合を除き、第146条1項または2項による子の縁組命令を
しないものとする。

(3) 子の参加。

第146条1項または2項により子の縁組命令の申立がなされるとき、

裁判所は

- (a) 子の判断能力を調査し、かつ、申立の性質を理解するものとし、
- (b) 子の理解および希望を考慮し、合理的に認識され、かつ、そうすることが実際的であるとき、子を聴取するものとする。

(4) 成年者の参加：その他。

第146条3項によりある人の縁組命令の申立がなされるとき、裁判所はその人の見解および希望を考慮し、かつ、請求にもとづき、その人を聴取するものとする。

第153条 (1) 姓名の変更。

裁判所が第146条により命じる場合に、裁判所は申立人の請求により、かつ、養子とされる人が12才以上のとき、その人の書面による同意にもとづき、

- (a) その人が申立人の子であれば与えられることのできた姓に変更し、
かつ、
- (b) その人の名を変更

することができる。

(2) 子の同意が要求されないとき。

第1項による姓の変更に対する子の同意は、第137条により免除されたとき、要求されない。

仮の命令

第154条 (1) 仮の命令

第146条1項または2項により、子の縁組のための命令の申立がなされるとき、裁判所は、第149条1項によりなされた陳述を考慮したのち、問題の決定を延期し、かつ、子の最善の利益のために、1年を越えない特定の期間、子を申立人の世話および監護に配置する仮の命令をすることができる。

(2) 条件および期限。

裁判所は、第1項による命令に、

(a) 子の扶養および教育

(b) 子の監督、および

(c) 裁判所が子の最善の利益のために得策と考えるその他の事項
に関して適切と考える条件および期限を付けることができる。

(3) 縁組命令ではない。

(4) 同意が要求される。

第137条および第138条（縁組への同意）は、必要な修正のうえ第1項による命令に適用する。

(5) オンタリオからの退去。

申立人が第1項による命令を得たのち、オンタリオ以外の地に居所を定めるとき、裁判所はそれにもかかわらず、第149条1項により陳述がなされた場合に、ディレクターまたは地区ディレクターの意見によれば、命令をすることが子の最善の利益であるとき、第146条1項または2項により、縁組命令をすることができる。

第155条 相次ぐ縁組命令。

第146条1項もしくは2項による縁組命令または第154条1項による仮の監護命令は、最初の縁組命令の主体である人に関してなされることができる。

控 訴

第156条 (1) 控 訴：縁組命令。

第146条による裁判所の命令に対する控訴は、

(a) 縁組命令の申立人：および

(b) 第149条による陳述をしたディレクターまたは地区ディレクターにより、高位裁判所になされることができる。

(2) 同上：同意の免除。

同意を免除する第138条による裁判所の命令に対する控訴は、

- (a) 第1項に参照された人、および
- (b) 同意を免除された人

により、高位裁判所になされることができる。

(3) 同上：最近の同意の免除。

最近の同意の免除を許可する第139条による裁判所の命令に対する控訴は、

- (a) 第1項に参照された人、および
- (b) 同意を与えた人

により、高位裁判所に対してなされることができる。

(4) 控訴期間の延長はない。

控訴期間の延長は許されないものとする。

(5) 審理の場所。

本条による控訴は、控訴された命令がなされた郡または地区において審理される。

(6) 私的な審理。

本条による控訴は、公衆のいない場所で審理されるものとする。

縁組命令の効果

第157条 最終命令。

第146条による縁組命令は、最終、かつ、取消し得ないものであり、第156条（控訴）のみに従い、いかなる裁判所においても、差止命令、宣言的判決、移送命令、職務執行令状、禁止命令、人身保護令状または裁判所の再審理の申立の方法で審問または再調査されないものとする。

第158条 (1) 定義。

本条において、“養子”はオンタリオにおいて養子とされた人を意味

する。

(2) 養子の地位。

法のすべての目的のため、縁組命令のなされる現在で、

(a) 養子は養親の子となり、養親は養子の親となり、また

(b) 養子は、縁組命令以前に彼または彼女の親であった人の子であることを止め、また親は養子の親であることを止める。ただし、ある人が養親の配偶者であるときは、あたかも養子がすでに養親の子として生まれていたものとする。

(3) 関係を決定する方法。

養子、養親、養親の親族、縁組以前の親および親の子を含むすべての人々の相互関係は、すべての目的のため、第2項に従って決定されるものとする。

(4) 遺言または他の書面を参照すること。

遺言または他の書面が1985年11月11日前後に作成され、かつ、遺言または他の書面の作成者がその日に生存しているかどうかにつき、血族または姻族として記述されるある人または一群の人々に対してなされる照会は、場合に応じて、縁組の結果として記述される範囲内の人を指示または含むものとみなされる。ただし、反対の趣旨が明示されるときは、この限りでない。

(5) 本条の適用。

本条は、これまでに有効な法律によりなされたどの縁組に関しても適用し、かつ、つねに適用されてきたとみなされるものとするが、しかし

(a) 縁組命令がなされる前に養子に完べきに与えられた財産上の利益または権利、および

(b) 1985年11月1日以前に完べきに与えられた財産上の利益または権利

に影響を及ぼさない。

(6) 例 外。

第2項および第3項は、これらの項目がなければ存在したはずの関係からある人を除外するため、近親相姦および近親婚禁止に関する法律の目的に適用しない。

第159条 他地域の縁組の効果。

1985年11月1日の前または後に、他の地域の法律に従ってなされた縁組は、オンタリオにおいて本章による縁組と同じ効力がある。

第160条 (1) 生みの親による面接命令はない。

本章により子の縁組命令がなされるとき、裁判所は、

- (a) 生みの親、または
- (b) 生みの親の家族

による子との面接のため、本章による命令をしないものとする。

(2) 定義。

本章において、“生みの親”は、第160条と同様の意味をもつ。

記録、秘密性および開示。

第161条 親は請求にもとづいて通知される。

第137条2項(a)または該規定に先行するものにより、縁組への同意が必要とされる人の請求にもとづき、同意が与えられまたは免除されたとき、縁組のため子を配置した協会または被許可者は、その人に子の縁組のための命令がなされたかどうか、通知するものとする。

第162条 (1) 定義。

本条において、“裁判所”は高位裁判所を含む。

(2) 封印されるべき書面。

第3項および第167条6項に従い、本章の縁組命令の申立または本章の前出規定により使用された書面は、原本命令の認証されたコピーとともに封印され、裁判所の特定の職員により裁判所の事務室に整理されるものとし、かつ、裁判所の命令または第163条1項により定められた縁

縁組情報登録官の書面による指図にもとづく場合を除き、閲覧のため公開しないものとする。

(3) 命令の送達。

本章により縁組命令がなされたのち30日以内に、裁判所の特定の職員は、その十分な数の認証されたコピーの作成にとりかかり、特定の認証機関の捺印を得て、

- (a) 養親となる人へ原本命令、
- (b) 縁組情報登録官へ認証されたコピーを1通、
- (c) 人口動態統計法による主任登録官へ認証されたコピーを1通、養子がオンタリオ以外の地で出生したときは、認証されたコピーを2通、
- (d) 養子がインディアンときは、認証されたコピー2通

を送達するものとする。

縁組情報登録官

第163条 (1) 縁組情報登録官。

大臣は、本条および第164条ないし第174条のため、法務省の職員を縁組情報登録官として任命することができる。

(2) 登録官の義務。

登録官は、

- (a) 第167条のための登録を保管し、
- (b) 登録官から確認情報を受理する人のためにカウンセリングが準備されるよう保証し、
- (c) 登録官から未確認情報を受理する人、登記に姓名を明示されているか、もしくは明示されることを望む人、または確認情報を開示されることにより影響をうけるであろうと関心のある人にカウンセリングが利用できるよう保証し、

(d) 調査が第169条3項に従うよう指導するものとする。

(3) 登録官の権限および義務の委任。

登録官は、書面により、省の他の職員に登記官の権限の一部または全部の行使を許可し、かつ、登記官の義務の一部または全部を遂行することができる。

(4) カウンセリング。

本条、第166条（未確認情報の開示）、第167条（縁組開示登録）および第170条（オンタリオ以外の地で養子とされた人）に参照したカウンセリングは、登録官または地区ディレクターの意見により、そうする資格を付与される人々により準備されるものとする。

第164条 秘密性の規則を適用する。

第165条ないし第174条の規定は、縁組命令がいつなされたかに関係なく、適用する。

縁組記録の秘密性。

第165条 (1) 縁組情報は秘密。

なにか他の法律にかかわらず、縁組命令がなされたのち、いかなる人も縁組に関する情報を調査し、除去し、変更せず、もしくは情報の調査、除去または変更を許可しないものとし、

(a) 大臣により、

(b) 協会もしくは被許可者により、または

(c) 第163条2項(a)により維持される縁組開示登録に保管されるか、または人々が登録を含む大臣の記録または協会もしくは被許可者の記録より入手した情報を開示し、または開示を許可する。

(2) 例 外。

第1項は、

- (a) 情報が本法および規則または情報に関連のある人の同意を得て入手されたとき、縁組命令のなされる以前にある人によって入手された情報の開示、
- (b) 第166条または第170条（オンタリオ以外の地で養子とされた人）に従う未確認情報の開示、
- (c) 第167条（縁組開示登録）または第170条に従う確認情報の開示、
- (d) 第168条（健康、安全または福祉）に従う確認または未確認情報の開示、
- (e) 第172条10項による委員会の命令に従う情報の開示、
- (f) 大臣、協会または被許可者による記録の日常的な保存および増補、
- (g) 縁組情報登録官による縁組命令のコピーの、
 - (i) 養親
 - (ii) 登録官の意見によれば、彼または彼女が縁組命令のコピーを受理するのが望ましい養子または他の人、
 - (iii) 出生証明書、パスポートまたはビザのコピーの発行を要求する政府当局への免除、
- (h) 第3項に指名された人による、大臣、協会もしくは被許可者により保有される情報の点検またはかかる人へのかかる情報の開示に適用しない。

(3) 情報の分配をうける権利のある人。

第2項(h)は、

- 1 大臣、
- 2 縁組情報登録官、
- 3 ディレクターまたはディレクターの書面による代理権をもつ大臣の使用人、
- 4 地区ディレクターまたは地区ディレクターの書面による代理権をもつ協会の使用人、
- 5 個人である被許可者、法人である被許可者のディレクターまたは

被許可者の書面による代理権をもつ被許可者の使用人、
6 他の管轄区域で承認されている児童保護または児童配置代理人
に関して適用する。

(4) 調査。

調査に従事する人は、縁組情報登録官の書面による承諾または協会に
より保有される情報の場合は地区ディレクターの書面による承諾により、
縁組に関する情報を調査し、かつ、利用することができるが、しかし、

(a) 調査、学問的な目的または統計上のデータの編集を除き、情報
を利用もしくは取引の対象とし、または

(b) いかなる確認情報も
伝達しないものとする。

(5) プライバシー。

報道の自由およびプライバシー保護法は、縁組に関する情報には適用
しない。

未確認情報の不開示。

第166条 (1) 定義。

本条および第167条において、“登録官”は、第163条1項により任命
された縁組情報登録官を意味する。

(2) 同上。

本条および第163条、第165条および第167条ないし第174条において、
“確認情報”は、その開示が単独または他の情報と結合し、それに関連
する人の同一性を詳細に啓示するであろう。“未確認情報”は、確認さ
れていない情報を意味する。

(3) 同上。

本条および第167条および第169条において、
“養子”は、オンタリオにおいて養子とされた人を意味する。

“生来の祖父母”は、生来の親の親を意味する。

“生来の親”は、養子の生物学上の母もしくは父を意味し、また第137条(a)もしくはそれに先行する規定により、その人の同意が他の人の縁組に要求され、かつ、それを与えたかまたは免除された人を意味する。

“生来の兄弟姉妹”は、養子と同じ生来の親から生まれた子を意味し、かつ、生来の親の養子および生来の親が彼または彼女の子として扱う確実な意思を表示した人を含む。

“登録”は、第163条2項(a)により保管される登録を意味する。

(4) 情報を請求できる人。

下記の人は誰れでも、登録官に対し、縁組に関する未確認情報を請求することができる。

- 1 彼または彼女が18才に達したとき、または養親の書面による同意があるときは、養子。
- 2 養親。
- 3 生来の親または生来の祖父母。
- 4 18才に達した生来の兄弟姉妹。
- 5 その人が養子の書面による同意を得ており、かつ、養子がそれを請求する権利があるか、さもなければ養親の書面による同意があるとき、規定された種類の一員である人。
- 6 登録官の意見によれば、あたかも彼または彼女が生来の親であったかのように、未確認情報を請求できるのが望ましいとき、誰れか他の人。

(5) 情報の開示。

ある人が第4項により請求するとき、登録官は下記のうちの1つを行うものとする。

- 1 縁組に関連して大臣の所有している適切な未確認情報のすべてをその人に開示する。
- 2 第7項に従い、その人に開示するため、情報を協会または被許可

者に転送する。

3 その人がオンタリオ以外の地に居住するとき、その人の居住する管轄区域内で承認されている児童保護または児童配置機関または該区域内で、登録官の意見によれば、カウンセリングを用意する資格のある個人に情報を開示する。

4 その人の請求を関連する情報を所有する協会または被許可者に付託する。

(6) カウンセリング。

登録官が第5項により情報を開示するとき、彼または彼女はさらに、情報を受取る人がカウンセリングを利用できるよう保証するものとする。

(7) 情報は協会または被許可者に転送される。

第5項により、登録官が情報を協会または被許可者に転送するとき、協会または被許可者は、それを請求した人にみせるものとし、かつ、彼または彼女にカウンセリングを利用できるようにするものとする。

(8) 協会および被許可者。

第4項、5項、6項および7項はまた、必要な変更を加えて協会および被許可者に適用するものとする。

(9) さらに開示。

第5項または7項により情報を受取る人は、誰れにでもそれを開示することができる。

縁組開示登録。

第167条 (1) 確認情報の開示。

オンタリオにおいて縁組命令がなされたのち、縁組に関する確認情報は、本条または第168条（健康、安全および福祉を保護するための開示）に従い、開示されることができる。

(2) 登録簿に記名を申請できる人。

下記の人は誰れでも、協会もしくは登録官に対し、登録簿に記名されることを申請することができる。

- 1 18才に達した養子。
- 2 養子の生来の親または生来の祖父母。
- 3 養子の18才に達した生来の兄弟姉妹。
- 4 登録官の意見によれば、彼または彼女が生来の親であるかのよう
に登録簿に記名されるのが望ましいその他の人。

(3) 協会は申請を転送する。

申請を受理する協会は、直ちにそれを登録官に送付するものとする。

(4) 登録簿への記入：その他。

申請を受理し、登録官は申請者の氏名を登記簿に記載し、かつ、養子および彼または彼女の生来の親、生来の祖父母もしくは生来の兄弟姉妹または第2項4に記載された人の双方が登録簿に記名されるかどうか決定するため、調査するものとする。

(5) さらなる同意。

登録官が養子および彼または彼女の生来の親、生来の祖父母および第2項4に記載された人の生来の兄弟姉妹が双方とも登録簿に記名されると決定するとき、登録官は、彼等各自がカウンセリングをうけることを保証したのち、双方の人々に対し、第8項および9項に従う情報の開示に書面により同意する機会を与えるものとする。

(6) 登録官は関連する資料を収集する。

双方の人々が第5項に参照されるさらなる同意を与えるとき、登録官は下記1、2および3に記載される資料を収集するものとする。

- 1 大臣、協会および被許可者の記録からすべての関連する確認情報。
- 2 養子がそれを請求するとき、第162条2項（裁判所のファイル）
に参照されるコピー。
- 3 養子がそれを請求するとき、人口動態統計法により登録長官が所有する彼または彼女の出生登録の原本からの情報の抄本。

(7) 同 上。

収集された資料は、養子および登録簿に記名された他の人に関する情報のみを含むものとし、養子の出生登録の原本からのコピーを含まないものとする。

(8) 登録官による開示。

登記官は、収集された資料が直ちに、養子および個別に登録簿に記名された他の人にも同様に、第9項に定められた1つ以上の方法により開示されることを保証するものとする。

(9) 同 上。

登録官は、

- (a) 資料が作成された各自がカウンセリングをうけることができることを最初に保証しながら、収集された資料をそこに記名された養子もしくは他の人または双方に利用できるようにする：
- (b) 収集された資料を登録簿に記名された養子もしくは他の人または双方に開示するため、彼または彼女が適切と考える協会へ転送する：
- (c) 登録簿に記名された養子または他の人がオンタリオ以外の地に居住するとき、その人の居住する管轄区域内で承認されている児童保護もしくは児童配置機関または登録官がその人は適切なカウンセリングをうけるであろうと納得するときに限り、該地域内に居住する個人に、収集された資料を転送することができる。

(10) 例 外：さらなる同意。

開示についてさらなる同意が必要とされる人が登録簿に記名されているが、死亡し、慎重、かつ、合理的な少なくとも6カ月の調査にもかかわらず、発見されることができないか、または第4条1項に定義される能力を欠くことが明らかなきとき、登録官は最初に指名された人のさらなる同意なしに、第9項に従い、登録簿に記名されている他の人に情報を開示することができる。

(11) 協会の義務。

第9項により収集された資料を受取る協会は、時に応じて、最初に資料を利用できるようにされた各人がカウンセリングをうけることを保証しながら、直ちに養子もしくは登録簿に記名された他の人または双方がそれを利用できるようにするものとする。

(2) 追加的な情報。

協会の記録が養子または登録簿に記名された人に関する確認情報を含み、かつ、それが収集された資料を含まないとき、該協会は収集された資料と同様の方法により、情報を開示するものとする。

(3) 協会の義務。

協会は、協会より確認情報を受理する人にカウンセリングを用意するものとし、かつ、登録簿に記名されているかもしくは記名されることを望む人、または確認情報の開示により影響をうけると心配する人にカウンセリングを利用できるようにするものとする。

(4) さらなる開示。

登録簿に記名され、かつ、第9項、10項、11項または12項により情報を受理する人は、それを誰にでも開示することができる。

健康、安全または福祉を保護するための開示。

第168条 (1) 健康、安全または福祉を保護するための開示。

登録官は、彼の意見によれば、その人または他のある人の健康、安全または福祉が開示を要求するとき、ある人の縁組に関する確認または未確認情報を開示することができる。

(2) 第1項の適用。

第1項は、縁組命令がオンタリオかまたは他のどこかでなされたかを問わず、適用する。

(3) さらなる開示。

彼または彼女の職務上または公務上の義務の履行中に本条により情報

を受理する人は、ある人の健康、安全または福祉を保護する目的に限り、それをさらに開示することができる。

(4) 同 上。

第3項の定めとは別に本条により情報を受理する人は、それを誰にでも開示することができる。

調 査。

第169条 (1) 登録官による調査の請求。

18才に達した養子は、登録官に対し、彼または彼女の利益のため、下記の部類の1つに当る特定の人を調査するよう請求することができる。

- 1 第137条2項(a)またはそれに先行する規定により縁組への同意が要求され、かつ、それが与えられたか、または免除された人。
- 2 彼は養子の生物学上の父であることが承認された人。
- 3 1または2に示された人の親。
- 4 養子の生来の兄弟姉妹であり、同じく18才に達した人。

(2) 同上、規定された種類の一員である人。

規定された種類の一員である人は、登録官に対し、彼または彼女の利益のため、18才に達した特定の養子を調査するよう請求することができる。

(3) 登録官の義務。

登録官は、請求に記載された人のため、慎重かつ、合理的な調査をするものとし、またその人が登録簿に記名されることを望んでいるかどうか、確認するよう努めるものとする。

(4) 例外的な開示。

登録官は、請求に指名された人が死亡したか、もしくは第4条1項に定義された能力を欠くことが明らかなきとき、または少なくとも6カ月継続された慎重かつ、合理的な調査にかかわらずその人を発見できなかった

たとき、第167条に従い、あたかも両者が登録簿に記名されているかのよう、要求した人に情報を開示することができる。

オンタリオ以外の地で養子とされた人。

第170条 (1) 定義。

本条において、

“養子”は、オンタリオ以外の地で養子とた人を意味する。

“生来の親”は、養子の生物学上の母もしくは父、またはその人の同意が他の人の縁組に与えられたか、もしくは免除された人を意味する。

“生来の祖父母”は、生来の親の親を意味する。

“生来の兄弟姉妹”は、養子と同じ生来の親から生まれた子を意味し、かつ、生来の親の養子および生来の親が彼または彼女の家族として扱う確実な意思を表示した人を含む。

“州外の縁組”は、オンタリオ以外の地で縁組命令がなされた縁組を意味する。

(2) 未確認情報を請求できる人。

下記の人々は誰れでも登録官に対し、州外の縁組に関する未確認情報を請求することができる。

- 1 養子が18才に達したか、または養親の書面による同意があるとき。
- 2 養親。
- 3 生来の親または生来の祖父母。
- 4 18才に達した生来の兄弟姉妹。
- 5 登録官または地区ディレクターの意見によれば、彼または彼女が生来の親であったかのようにその人が未確認情報を受理するのが望ましい誰れか他の人。

(3) 情報の開示。

ある人が第2項により請求するとき、登録官はその人に、縁組に関し

て大臣が所有する適切な未確認情報のすべてを開示するものとする。

(4) カウンセリング。

第3項により登録官が情報を開示するとき、彼または彼女は、そうすることが適切な範囲で、情報を受理する人がカウンセリングを利用できるよう、さらに保証するものとする。

(5) 協会および被許可者。

第2項、3項および4項は、必要な修正のうえ協会および被許可者にも適用する。

(6) オンタリオ以外の地の機関への確認情報の開示。

オンタリオ以外の地での縁組に関する確認情報が大臣または協会によって所有されるとき、登録官は該管轄地域の法律に従う開示のため、他の管轄地域で承認されている児童保護または児童配置機関に情報を提供することができる。

(7) さらなる開示。

本条により情報を受理する人は、それを誰れにでも開示することができる。

情報の拒否。

第171条 (1) 未確認情報の開示の拒否。

ある人がさもなければ第160条または第170条により受理する権利のある未確認情報の開示は、

- (a) 彼または彼女の意見によれば、開示がある人に重大な肉体的または精神的な損害を生じるにちがいないとき、登録官により、
- (b) 地区ディレクターの意見によれば、開示がある人に重大な肉体的または精神的な損害を生じるにちがいないとき、協会により、
- (c) 登録官の意見によれば、開示がある人に重大な肉体的または精神的損害を生じるにちがいないとき、被許可者により

拒否されることができる。

(2) 確認情報の開示の拒否。

ある人がさもなければ第167条により受取る権利のある確認情報の開示は、登録官の意見によれば、開示がある人に重大な肉体的または精神的な損害を生じるにちがいないとき、登録官または協会により拒否されることができる。

(3) 拒否の通知。

情報の開示が本条により拒否されるとき、登録官または地区ディレクターは、時に応じて、直ちに、情報を求める人に、拒否の通知、その理由および第172条によりその人が再審査をうけることができる権利を知らせるものとする。

再 審 査。

第172条 (1) 児童および家族サービス再審査委員会。

第171条に従い情報を拒否される人は、決定の通知を受理する日より20日以内に、委員会が問題を再審査するよう請求することができる。

(2) 委員会の義務。

委員会は、定められた手続に従い、請求に関する再審査を行うものとする。

(3) 審 理。

再審査の当事者が別の合意をしない限り、委員会は審理を行うものとする。

(4) 当事者。

再審査の当事者は、

(a) 再審査を請求した人

(b) 情報を与えない決定を通知した人

である。

(5) 登録官は加えられる。

審査のどの段階においても、委員会は、彼または彼女の請求により、登録官を当事者として加えるものとする。

(6) 審査のなかで情報が開示される必要はない。

委員会は、審査を請求する人に情報を開示することなく、それを検査することができる。

(7) 同上。証拠および仲裁付託合意。

委員会は、審査を請求した人にそれらを開示することなく、証拠および仲裁付託合意を受理することができ、かつ、委員会が審理するとき、その人の不在のまま証拠および仲裁付託合意のどの部分も審理することができる。

(8) 弁護士および代理人は排除されない。

委員会が第6項または第7項により行動するとき、再審査を請求した人の弁護士または代理人は、それにもかかわらず情報を調査し、その提供をうけ、承認を反対訊問し、もしくは仲裁付託合意をするか、または場合に応じて、弁護士もしくは代理人が彼または彼女の依頼者に情報、証拠および仲裁付託合意を暴露しないという条件で、証拠および仲裁付託合意を調査し、彼等に応答する権利がある。

(9) 決定の時期。

委員会は、再審査を終了し、かつ、請求の通知を受理した日から90日以内に決定するものとする。ただし、当事者がより長い期間を合意するときは、この限りでない。

(10) 委員会の決定。

再審査を指揮したのち、委員会は、登録官、協会または被許可者に対し、時に応じて、情報の全部もしくは一部をその人に開示するか、または拒否を確認する命令をすることができる。

(11) 条件。

委員会は、その命令に条件を含めることができる。

(12) 理由を伴う書面による決定。

委員会が審理を遂行するかどうかを問わず、その決定を理由を伴う書面で行うものとする。

裁判所の記録中の情報。

第173条 (1) 申立。

本条は、第172条による委員会の決定または第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条および第171条により登録官、地区ディレクターまたは被許可者によりなされる決定に関する裁判所の手続に適用する。

(2) 裁判所の記録中の確認情報の調査。

裁判所が別の命令をしない限り、裁判所のみが裁判所の記録中にあり、かつ、大臣、協会または被許可者の記録からきた確認情報を調査することができる。

(3) 情報の開示。

いかなる人も裁判所の許可なしに、彼または彼女が裁判所の記録から入手した第2項の定める確認情報を開示しないものとする。

手数料および訴訟費用。

第174条 手数料および訴訟費用。

登録官、協会および被許可者は、第165条2項(8)、第166条、第167条、第169条および第170条により定められた業務のための一定の手数料を課すことができる。

犯 罪。

第175条 縁組のための支払いはない。

いかなる人も子の出生の前後を問わず、

(a) 子の縁組または縁組のための配置、

(b) 子の縁組に対する第117条による同意、または

(c) 子の縁組を予想する協議または準備

に関連するいかなる種類の支払いまたは報酬もこれを与えもしくは受取り、または与えもしくは受取る合意をしないものとする。ただし、

(d) 被許可者の定められた費用、またはディレクターによって承認される多額の費用、

(e) 適切な法定費用、および

(f) 公認された機関または大臣より養親または縁組のために子が配置されている人に支払われた助成金

については、この限りでない。

第176条 (1) 犯 罪。

第141条1項、2項または3項（縁組のための配置）に違反する人および法人によるかかる違反を承認し、許可または協力する法人のディレクター、役員または使用人は犯罪として有罪であり、命令が子の縁組後になされたか否かを問わず、2,000ドルを越えない罰金もしくは2年以下の拘禁または両者が併科される。

(2) 同 上。

第141条4項（子を受け入れること）に違反する人は、犯罪として有罪であり、2,000ドルを越えない罰金もしくは2年以下の拘禁または両者が併科される。

(3) 同 上。

第143条2項（子への妨害）に違反する人は、犯罪として有罪であり、1,000ドルを越えない罰金もしくは1年以下の拘禁または両者が併科さ

れる。

(4) 同上。

第175条に違反する人および法人によるかかる違反を承認し、許可または協力する法人のディレクター、役員または使用人は、犯罪として有罪であり、25,000ドルを越えない罰金もしくは3年以下の拘禁または両者が併科される。

(5) 期間の制限。

第1項、2項または4項による手続は、犯罪がなされたか、またはなされたと主張される日より2年を経過したのち、開始されないものとする。

差止命令。

第177条 (1) 差止命令。

高位裁判所は、協会または被許可者の請求により、ある人が第143条2項に違反するのを阻止するため、差止命令を与えることができる。

(2) 変更、その他。

裁判所は、ある人の請求により、第1項によりなされた命令を変更または終了させることができる。

以上